

第198回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第12号

令和2年11月4日かすみがうら市農業委員会告示第12号をもって、令和2年11月10日(火)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第198回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和2年11月10日(火) 午後2時00分開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 欠 席	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 欠 席	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一		

4. 欠席委員

1番 栗山 千勝 7番 貝塚 光章

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫 事務局長補佐 酒井 宏
主任 松澤 智之

6. 議事録署名委員

3番 海東 功 4番 外塚 孝雄

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第34号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第35号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第36号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

⑤ 議案審議について

議案第70号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第72号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請(一時転用)について
議案第73号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第74号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)
議案第75号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について

⑥ その他

8 閉会

午後2時38分開会

事務局長	<p>それでは、只今から、令和2年度 第198回農業委員会総会を開会いたします。只今の出席委員は12名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって、総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第4条により、1番 栗山委員から欠席届が提出されております。</p> <p>それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので以後の議事進行につきましては、中山会長をお願いいたします。</p>
議長	中山会長あいさつ
議長	はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。
事務局長	(諸般の報告朗読)
議長	次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、3番 海東功 委員、4番 外塚孝雄 委員を指名いたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の松澤主任を指名いたします。
議長	次に、日程の決定についてお諮りいたします。只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議長	次に報告第34号から報告第36号までの報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が配布されていますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。報告案件について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議長	それでは、議案審議に入ります。「議案第70号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。
議長	最初に、番号1番について審議いたします。なお、番号1番については、6番 飯田敬市委員が議事参与の制限になりますので、農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会規則第13条の規定により退席願います。
	(6番 飯田敬市委員 退席)
議長	事務局より、議案の朗読をお願いします。
議長	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。(事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。
14番 栗原委員	11月2日 午前9時から霞ヶ浦庁舎において、塚本勝男委員と海東委員と私、栗原の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。それでは説明します。番号1番は、●公民館から約400m南東に位置する畑1筆になります。現況は、き

	<p>れいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えます。委員の皆様の更なるご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>6番 飯田敬市委員の入室をお願いします。</p> <p>(6番 飯田敬市委員 入室)</p>
議 長	<p>次に、番号2番、番号3番について審議いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
14番 栗原委員	<p>それでは説明します。 番号2番は、●●地内の●●●●工場から約650m北東に位置する田1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。 続きまして、番号3番は、●●地内の●●●公民館から約500m北西に位置する畑3筆になります。現況は、いずれも雑草が繁茂していました。申請人は農業に新規参入するため解除条件付き貸借法人として今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。委員の皆様の更なるご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。</p>
議 長	<p>番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第70号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可すること決定いたします。
議 長	次に「議案第71号農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。(事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。
2番 塚本委員	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番、図面番号1番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は●●●中学校から770m北に位置する畑1筆になります。こちらは平成29年12月10日付で営農型太陽光発電施設設置に伴う農地法第5条の一時転用許可を受けた3年間の一時転用期間が満了となるため今回の申請に至りました。現在、太陽光パネルの下では、さかきを栽培しております。出荷までには至っていませんが、剪定や除草など圃場管理を適正に行っていると判断され、国の基準では期間中に出荷が見込めない作物の場合は、適正な圃場管理により更新の判断をすることとなっておりますので、許可にあたっては支障はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。また、許可期間については、申請者は認定農業者であり、圃場の管理状況などを鑑みて10年間で相当であると判断しました。</p> <p>続きまして、番号2番になります。図面番号2番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●地内の●●●●●●●●から約400m南東に位置する畑1筆になります。こちらは、第1種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されておりました。申請人は、自己住宅建設のため、今回の申請に至りました。申請地は第1種農地ですが、集落に接続していることから不許可の例外に該当します。また、転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号3番になります。図面番号3番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は●●地内の●●●●●●●●から約250m北に位置する畑になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は太陽光発電事業に伴い、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして、番号4番になります。図面番号4番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は●●●地内の●●●●から約40m東に位置する畑になります。こちらは、第2種農地と判断しました。現地は、既に砕石敷の駐車場として利用されており、始末書が添付されております。</p> <p>申請人は、自己住宅建設のため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしくをお願いします。</p>
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第71号農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第72号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請（一時転用）について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
3番 海東委員	番号1番、2番は、申請人が同一で申請理由も同一のため一括で説明いたします。 図面番号5番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●入口から約600m北西に位置する畑2筆です。 こちらは、令和元年7月10日付で営農型太陽光発電施設設置に伴う農地法第5条の一時転用許可を受けた案件ですが、今回設置機材の変更に伴い面積に変更が生じたため事業計画変更に至りました。詳細については事務局から説明があったとおり、架台杭減少・パワコンの空中設置への変更に伴う一時転用面積減少と太陽光パネルの設置面積の変更が今回の変更内容になります。 事業計画の変更による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしく申し上げます。

議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 なお、番号1番、番号2番は、申請人も同一で、申請地も近接地でありますので、一括審議といたします。</p>
議 長	<p>番号1番、番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番、番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>「議案第72号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請（一時転用）について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議案第73号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、説明いたします。 11ページをご覧ください。今回利用権の設定は、全体で99件、面積は252,419㎡です。内訳は新規94件、再設定が5件で主な作付け作物はレンコンです。 農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第73号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第73号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議案第74号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは説明いたします。 27ページをご覧ください。茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が2件、面積が8,668㎡です。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第74号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第74号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のお</p>

	り決定いたしました。
議 長	次に、「議案第75号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。29ページをご覧ください。 市長より、令和2年10月26日付けで農用地利用配分計画案の意見が求められています。計画案につきましては、茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が7件、面積20,152㎡です。 番号1番、2番については、既に農地中間管理機構と茨城県との協議が了しており、この総会で可決すると認可される流れとなります。 また、番号3番から7番については、担い手が規模縮小に伴い、農地中間管理機構が新たに農地利用配分計画を定め、県知事が認可・公告後、新たな受け手に農地を貸し付ける手続きの流れとなります。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第75号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第75号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。
議 長	次に、来月の総会は、12月10日(木)午後2時から予定しております。なお、次回の事前調査員は、栗山千勝委員、外塚孝雄委員、塚本茂委員です。日時は、12月3日(木)午前9時から、霞ヶ浦庁舎大会議室といたします。 よろしくお願い致します。
議 長	他に事務局からありますか。
事務局長	①農地利用集積・利用権設定の上半期処理件数及び活動実績について ②全国農業新聞普及推進について ③令和3年新春賀詞交歓会の中止について ④農地利用意向調査の発送について
議 長	以上を持ちまして、第198回総会を閉会いたします。 慎重審議大変ご苦労様でした。

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____

--	--

--	--